

立川市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 22 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

個人番号カードを活用した医療費助成の開始による。

立川市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例

立川市乳幼児医療費助成条例（平成5年立川市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（医療費の助成） 第4条 医療費の助成は、社会保険法の規定の適用を受ける病院、診療所、薬局その他のもの（以下「病院等」という。）において、社会保険法の規定による療養に関する給付（以下「保険給付」という。）を受ける場合に行う。この場合において、あらかじめ病院等に医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、医療証に記載された事項と同一の内容を含む特定個人情報（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。）を確認することができるものに限る。）を提示しなければならない。	（医療費の助成） 第4条 医療費の助成は、社会保険法の規定の適用を受ける病院、診療所、薬局その他のもの（以下「病院等」という。）において、社会保険法の規定による療養に関する給付（以下「保険給付」という。）を受ける場合に行う。この場合において、あらかじめ病院等に医療証を提示しなければならない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。